

令和3年度 特定医療費(指定難病)支給認定申請について

1. 新規申請

(1) 手続きに必要な書類

- ① 支給認定申請書(様式第1号)
 - ② 臨床調査個人票(疾病ごとに厚生労働省が指定する様式)
 - ③ 患者と同一の医療保険に加入している方(基準世帯員)全ての被保険者証の写し
 - ④ 申請者及び基準世帯員の、マイナンバー確認書類(マイナンバーカード、マイナンバーの通知カードなど)
- ☞ 以下の書類については必要な方のみ
- ⑤ 申請者及び基準世帯員の、令和3年度市町村民税の課税証明(非課税の場合は収入金額・合計所得金額の記載のある非課税証明書)(※4~6月に申請する場合は令和2年度の課税証明)
《提出が必要な方》
 1. 患者が被用者保険に加入しており、その被保険者が非課税の方(被保険者分が必要)
 2. 国民健康保険組合に加入している方(加入者全員分が必要。義務教育終了前の児童を除く。)
☆宮城県建設業国民健康保険組合に加入している義務教育終了前の児童は無収入証明書(受付窓口に備え付け。)が必要です。
 - ⑥ 同意書(様式第2号)
《提出が必要な方》
 1. 仙台市以外の国民健康保険に加入している方
 2. 一部の国民健康保険組合に加入している方
 - ⑦ 申請者が受給している厚生労働省施行規則第8条で定める手当等の令和2年分の金額のわかる証明書(年金決定通知書・年金証書等)(※4~6月に申請する場合は平成31年分)
【対象となる手当等の例】障害年金、遺族年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、等
《提出が必要な方》基準世帯員全員が市県民税非課税で、対象年金等を受給している方
 - ⑧ 自己負担上限額に関する同意書(低所得)(様式第6号)
《提出が必要な方》
基準世帯員全員が市県民税非課税で、申請者の年収のわかる証明書を提出しないが、80万円を超えるものとして認定されることに同意する方
 - ⑨ 医療費申告書(様式第3号)及び領収書の写し
《提出が必要な方》軽症者特例を同時申請する方

(2) 申請窓口

青葉区役所 障害高齢課	〒980-8701 青葉区上杉一丁目5-1	022-225-7211(代)
青葉区宮城総合支所 障害高齢課	〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂5	022-392-2111(代)
宮城野区役所 障害高齢課	〒983-8601 宮城野区五輪二丁目12-35	022-291-2111(代)
若林区役所 障害高齢課	〒984-8601 若林区保春院前丁3-1	022-282-1111(代)
太白区役所 障害高齢課	〒982-8601 太白区長町南三丁目1-15	022-247-1111(代)
泉区役所 障害高齢課	〒981-3189 泉区泉中央二丁目1-1	022-372-3111(代)

(3) 認定

診断書の医学的審査等を経て、認定、不認定を決定します。(申請から認定まで2ヵ月程度を要します。)認定となった場合、医療受給者証の有効期間は、申請受付日まで遡ります。